「日医標準レセプトソフト」

ORCA Project

平成１５年　４月診療報酬改定対応

（暫定版）

平成１５年　3月２７日

社団法人日本医師会

Copyright(C) 2003 Japan Medical Association. All rights reserved.

平成１５年　４月診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト　　平成１５年３月２７日暫定版

	改　正　内　容
健保法等一部改正の概要	平成１５年４月実施 ●一部負担金・自己負担額の見直し ①７０歳未満は３割負担（各医療保険制度での給付率の統一） ・３歳未満の２割負担、７０歳以上の原則１割負担は変わらず ・３割負担にともなう高額療養費の負担限度額算定方法の変更 ②外来の薬剤一部負担金は廃止 ③３割負担にともない、次の改正も実施 ・任意継続被保険者期間の最大２年での統一（５５歳以上退職の特例廃止） ・資格喪失後の継続療養の原則廃止

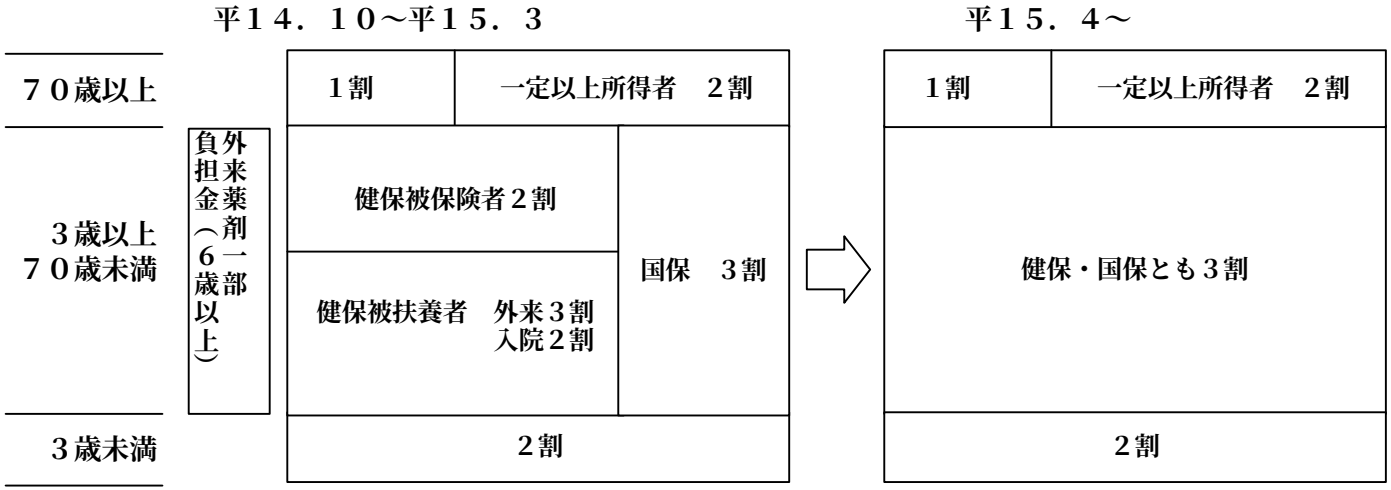

Copyright(C) 2003 Japan Medical Association. All rights reserved.

平成１５年　４月診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト　　平成１５年３月２７日暫定版

	改　正　対　応
患者登録	

保険・公費の登録について

年齢	保険	本家	入外	負担割合	入　力　方　法
７５歳以上 （医療受給者証）				１又は ２	各保険について保険番号マスタが平成１５年３月３１日までと平成１５年４月１日以降の情報に分割されるため登録のし直しを行う。 期限の有効終了年月日が平成１５年４月１日以降の場合は平成１５年３月３１日で一旦終了させ同一の内容で有効開始年月日が平成１５年４月１日から始まる情報を新たに追加して登録を行い保険組合せを作成する必要がある。
７０歳～７４歳 （高齢者受給者証）				１又は ２	
３歳～６９歳	健 保	本人		３	
		家族	外来 入院		
	国保				
３歳未満				２	

【留意事項】
平成１４年１０月の改正対応で老人保健の半自動切り替え機能を提供したが、今回も同じような機能の提供を行う。
また、窓口事務の繁雑さを考慮するに全ての来院患者に対して操作を行わなければならなくなるので別処理（バッチ処理）において一括して切り替えを行う処理プログラムの提供を行う。

Copyright(C) 2003 Japan Medical Association. All rights reserved.

平成１５年　４月診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト　　平成１５年３月２７日暫定版

	改　正　内　容	改　正　対　応
任意継続	任意継続被保険者期間の見直し 任意継続の期間が２年を限度とされた。 ５５歳以上で退職した場合は６０歳または６０歳未満で国民健康保険の退職被保険者になるまでの間認められていたが廃止となる。 平成１５年４月以降　５５歳以上で退職した場合は２年を過ぎると資格を失うことになる。 平成１５年３月までに任意継続被保険者になった場合は現行制度のままとなる。	有効終了年月日の初期表示 任意継続の有効開始年月日が平成１５年４月１日以降である場合有効終了年月日は開始日より２年後を初期値として表示を行う。 有効開始年月日時点で５５歳以上であっても２年とする。ただし、有効開始年月日が平成１５年３月３１日までで５５歳以上の場合は６０歳になる前日を初期値として表示を行う。（現行とおり。） 入力チェック 任意継続の有効開始年月日が平成１５年４月１日以降である場合で有効終了年月日に開始日より２年を超える期限を入力した場合はエラーとする。

Copyright(C) 2003 Japan Medical Association. All rights reserved.

平成１５年　４月診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト　　平成１５年３月２７日暫定版

	改　正　内　容	改　正　対　応
継続療養	資格喪失後の継続給付の廃止 平成１５年３月３１日で継続療養の給付は廃止となる。 例外規定（「特別療養給付」） 被保険者が資格を喪失し、かつ、日雇特例被保険者またはその被扶養者となった場合は６カ月を限度に療養の給付が行われる。 ただし、次の場合は特別療養給付の対象から除外される。 ア　日雇特例被保険者として療養の給付が受けられる イ　被保険者等、船員保険の被保険者等、国民健康保険の被保険者になった ウ　被保険者の資格を喪失してから起算して６カ月を経過した エ　老人保健法による医療等が受けられる オ　介護保険法による相当する給付を受けられる 船員保険の職務外傷病 雇用継続中職務外で負傷あるいは疾病にかかった場合で療養補償証明書の交付を受け、かつ資格喪失後も引き続き治療をうけているものに対する船員保険による療養の給付の終期は次の通りである。 ①平成１５年４月１日より前に資格喪失年月日、下船後３月満了年月日がある場合の終期は平成１５年３月３１日 ②平成１５年４月１日より前に資格喪失年月日、平成１５年４月１日移行に下船３月満了年月日がある場合の終期は下船３月満了年月日 ③平成１５年以降に資格喪失年月日、下船後３月満了年月日がある場合の終期は、下船後３月満了年月日	継続区分の新設 特別療養給付を識別するための継続区分を新設する。 １　継続（継続療養） ２　任継（任意継続） ３　特別（特別療養）　←　追加 有効終了年月日の初期表示 継続療養の場合は有効終了年月日を平成１５年３月３１日で初期表示を行う。 特別療養の場合は有効開始年月日より６カ月後を有効終了年月日として初期表示を行う。 入力チェック 継続療養の有効開始年月日又は有効終了年月日が平成１５年４月１日以降の場合はエラーとする。 日雇特例被保険者以外で継続区分に特別療養を入力した場合はエラーとする。 特別療養の有効終了年月日が有効開始年月日より６カ月を超える日付を入力した場合はエラーとする。 船員保険は現行通り期限のチェックは行わない。

Copyright(C) 2003 Japan Medical Association. All rights reserved.

平成１５年　４月診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト　　平成１５年３月２７日暫定版

	改　正　内　容	改　正　対　応
日雇特例	日雇特例被保険者等の受給期間の見直し 日雇特例被保険者及びその扶養者について、日雇特例被保険者手帳を継続して１年以上所持している場合、同一傷病について、その初診の日から５年間継続給付として受療できたが、１年間のみに縮小された。 すでに交付されている５年用の健康保険被保険者受給資格者票が平成１５年３月３１日をもって療養の給付の開始が１年を超えるものは、受療中の傷病であっても、療養の給付等の受領はできない。 ただし、療養の給付の開始が１年以内のものは、５年用の受給資格者票で１年に限り受療できる。	有効終了年月日の初期表示 日雇特例被保険者で継続区分が特別療養でない場合で有効開始年月日が平成１４年４月１日以降の場合はその開始日より１年後を有効終了年月日として初期表示を行う。また、有効開始年月日が平成１４年３月３１日以前の場合は平成１５年３月３１日を有効終了年月日として初期表示を行う。 入力チェック 日雇特例被保険者で継続区分が特別療養でない場合で有効開始年月日が平成１４年４月１日以降の場合はその開始日より１年を超える日付を有効終了年月日として入力した場合はエラーとする。 また、有効開始年月日が平成１４年３月３１日以前の場合で平成１５年４月１日以降の日付を有効終了年月日として入力した場合はエラーとする。

Copyright(C) 2003 Japan Medical Association. All rights reserved.

平成１５年　４月診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト　　平成１５年３月２７日暫定版

	改　正　内　容	改　正　対　応
薬剤一部負担金	外来の薬剤一部負担金は廃止 ６歳以上７０歳未満の患者について薬剤一部負担金が廃止される。 ・６歳未満の乳幼児については免除 ・７０歳以上については平成１２年１２月限りですでに廃止 →「完全に廃止される。」	保険番号マスタの内容について 「薬剤一部負担金」を「使用しない」に変更するのが正しい対応ではあるが地方公費関係でも期間を分けて登録し直すのはユーザの負担が大きいのでプログラムで平成１５年４月１日以降の診療費の計算ではいかなる保険及び公費においても当該項目を「使用しない」として処理することにする。 【留意事項】 ①平成１５年４月診療分からのレセプトは様式変更が行われると思われる。 ②平成１５年５月提出分の診療報酬請求書などは様式変更が行われると思われる。 平成１５年３月までの診療分と４月以降の診療分と請求書を分ける必要が発生する可能性があると思われる。

Copyright(C) 2003 Japan Medical Association. All rights reserved.

平成１５年　４月診療報酬改定対応

	改　正　対　応
保険番号マスタ	医療保険について 現行のマスターを平成１５年３月３１日で期限を切る。 平成１５年４月１日以降のマスターを追加する。 「回ー負担割合」が　２０（２割）　であれば　３０（３割）に変更を行う。 「薬剤負担区分」が　患者負担あり　であれば　使用しない　に変更を行う。 該当する保険番号 「００１」政府管掌　　「０３３」警察共済組合 「００２」船員保険　　「０３４」公立・私立学校共済 「００３」一般療養　　「０６３」特例退職（組合健保） 「００６」組合健保　　「０６７」退職者医療（国保） 「００７」自衛官等保険　　「０７２」特例退職（国家公務員） 「０３１」国家公務員共済組合　　「０７３」特例退職（地方公務員） 「０３２」地方公務員共済組合　　「０７４」特例退職（警察） 「０７５」特例退職（学校） 【留意事項】 「００４」特別療養・・これについては現行制度でもすべて３割負担であるので変更は行わない。 保険番号マスターの更新について 上記のとおりに保険番号マスターを更新するデータを提供する。 ユーザで「マスタ更新」業務処理を行うことにより保険番号マスターが自動的に変更される。

Copyright(C) 2003 Japan Medical Association. All rights reserved.